

## 仕様書

### 1 件名

隅田川沿川地区（蔵前橋～駒形橋エリア）まちづくり推進業務委託

### 2 目的

「墨田区基本計画」においては、隅田川沿川エリアでは、隅田川の歴史・文化やみどりを育み、人々が集い交流する場づくりや、沿川の市街地と水辺の連続性、一体性の感じられる市街地環境づくりを進めるとともに、両国地区と吾妻橋地区を結ぶ隅田川沿川まちづくりを進め、賑わいの連続性の創出や親水性の向上を図るとしている。

本業務は、令和6年3月に都市計画決定した「本所一丁目特定街区」に基づき、開発事業者が域外の貢献として行う隅田川緑道公園（以下、「緑道公園」という。）の整備について、現状の位置づけや課題等を分析し、地域住民の意見を反映した整備内容の方向性を整理する。また、開発予定地に整備される公開空地（デッキ及び広場）の利活用に向けて、条例や要綱等の事例調査を行うと共に開発事業者及び関係協議先との調整を図り、運用方法をまとめる。

### 3 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

### 4 委託内容

#### （1）緑道公園の整備に係る検討支援

##### ア 隅田川沿川地区（蔵前橋～厩橋区間）緑道公園の整備に向けた検討

隅田川全域の緑道公園全体の現状や課題等について整理する。開発事業者が特定街区の域外貢献として整備する緑道公園の位置づけ等について検討を行う。また、昨年度実施した緑道公園ワークショップ及びアンケート調査の結果とあわせて、緑道公園の整備内容の方向性について検討する。

##### イ 説明会の開催に向けた実施計画の作成

来年度開催を予定している「隅田川沿川地区のまちづくりに係る説明会」について、説明会の内容、手順、スケジュール等の実施計画を作成する。

#### （2）公開空地の利活用に向けた検討及びルール作成支援

開発事業者が検討している「にぎわい創出に関する考え方」について技術的助言を行い、開発事業者との調整事項等について整理する。また、他自治体の空地活用に係る条例や要綱等の事例を整理し、当該地に整備される公開空地の利活用に向けて必要となる方策及び運用方法について検討する。さらに、検討した方策及び運用方法をまとめる。

#### （3）開発事業者及び関係機関等との打合せに向けた資料等の作成

（1）及び（2）の検討にあたり、事前打合せ、資料の作成及び結果のとりまとめを行う。また、必要に応じて、開発事業者及び関係機関等との協議に同席し、記録の作成を行う。

## 5 成果品

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| (1) 業務委託報告書         | 3部        |
| (2) その他本業務にて作成した資料等 | 一式        |
| (3) 上記原稿のデジタルデータ    | CD-ROM 1枚 |

Microsoft 社製及び Adobe 社製ソフトウェアで編集可能なものは、原則として元データを納品すること。ただし、受託者の技術情報等に係る場合はこの限りでない。

## 6 成果品の納入先

墨田区 都市計画部 都市計画課

## 7 特記事項

- (1) 作成図書等は、すべて本区に帰属するものとする。また、本委託において得られた情報、作成された資料及び成果については、本区の承認なしに公開し、目的外に利用することのないようにその取り扱いに注意すること。特に、個人情報については、業務期間中、業務終了後を問わず、慎重に取り扱い、決してほかにこれらの情報が漏れることのないようにすること。なお、本区が貸与した資料がある場合はすべて返却すること。
- (2) 受託者は、住民等の権利を侵害することのないよう十分注意すること。
- (3) 委託業務における調査・分析等を行う際は、その方法等について区担当職員と十分な協議を行うこと。
- (4) 受託者は、業務遂行にあたり、業務に精通している技術者、経験者等の専門的知識を有する者を担当者にあてるものとする。
- (5) 受託者は、本業務を着手するにあたり、あらかじめ担当者名簿及びその者の経歴書を区へ提出し、承認を得るとともに、本業務の進捗状況に応じて資料の提出及び報告を行うこと。
- (6) 本仕様書に明示のないもの、また、解釈上疑義が生じたものについては、委託者及び受託者が協議の上、決定するものとする。
- (7) 本仕様書に明示がない場合でも、本業務を履行する上で当然行うべきことは、受託者の負担においてこれを行うものとする。

## 8 支払方法

履行検査完了後、一括して支払う。

## 9 担当者

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

墨田区都市計画部都市計画課 古川・島田・永田

電話 03-5608-6266 (直通)

F A X 03-5608-6409

E-mail TOSHIKEIKAKU@city.sumida.lg.jp

